

畜産第111号  
平成23年4月12日

各総合振興局・振興局産業振興部長 様  
各家畜保健衛生所長 様

農政部食の安全推進局畜産振興課長  
農政部食の安全推進局家畜衛生担当課長

東日本大震災の被災地域からの家畜移動に係る着地検査について

道では、道外からの移入家畜による伝染病等の侵入を未然に防止するため、「輸移入家畜の着地検査実施要領」（平成3年7月1日付け酪畜第665号農政部長通知）に基づき、移入家畜にあつては3週間の着地検査、移動制限等を実施しているところです。

このたび、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故により、原発周辺地域においては、住民の避難指示や農畜産物の出荷制限等の措置が講じられているところであります。

つきましては、道民や道内の畜産農家の不安解消のため、当面は大気中の放射能のレベルが高い地域（避難及び屋内待避エリアを除く。）からの家畜の移入に当たり、移出元及び着地検査場所での家畜の体躯の洗浄を徹底するよう指導をお願いします。

酪農グループ 林、服部（27-755）  
食肉鶏卵グループ 水本（27-777）  
環境飼料グループ 小野寺（27-767）  
家畜衛生グループ 菅野（27-791）